

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（農地環境整備事業）					
地区名	おおのせ 大野瀬地区					
事業箇所	とよたしおおのせちょう 豊田市大野瀬町					
事業のあらまし	<p>本地区は、豊田市の中心部から北東に約35km離れた水田主体の里山地域である。</p> <p>本地区の農業基盤の整備は、団体営ほ場整備及び新農業構造改善事業等により行われてきたが、整備後30年以上が経過し、農業用排水路の老朽化や不等沈下により流水阻害や断面不足を起こしており、また、一部には狭小で不整形な未整備の農地も見受けられ、日々の維持管理や営農に多大な労力を費やしており、営農意欲の減退が危惧されている。</p> <p>本事業は、老朽化した農業用排水路の整備及び区画整理を行い、農作業や維持管理の省力化を図るとともに、優良農地の保全を促進することにより、農家の高齢化・兼業化が進む中、農作業の放棄による農地の荒廃を防ぐことを目的とする。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>区画整理や老朽化した農業用排水路等を整備することにより、耕作放棄地の拡大防止・解消を図り、中山間地域における農業者の確保及び優良農地の保全を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	3.2億円		■工事費 2.0億円、■用補費 0.2億円、■その他 1.0億円			
事業期間	採択予定年度	2021年度	着工予定年度	2022年度	完成予定年度	2026年度
事業内容	<p>(生産区域)</p> <p>用水路工 2.6 km、排水路工 2.3 km、区画整理工 3.9ha</p> <p>(保安全管理区域)</p> <p>排水路工 0.2 km</p>					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>本地区の農業生産基盤は、未整備の農地が見受けられ、整備が実施されているところも農業用排水路の老朽化により水管理に多大な労力を要し、日々の営農に支障をきたしていることから、優良農地を保全し、耕作放棄地の拡大防止・解消を図り、農業の生産性の向上と農業経営の安定を図る必要がある。</p> <p>また、「新たな土地改良の効果算定マニュアル(2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修)」に基づき算定したB/Cは1.51で1.0を超えている。</p>				
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農作業の機械化や農地の汎用化が図れない状況にあり、耕作放棄地の拡大防止及び優良農地の保全の観点から早期実施が必要である。</p>			

②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償費</td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事（生産区域）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・用水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・排水路工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>・区画整理工</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>工事（保全管理区域）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・排水路工</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="5">3.0</td> <td>0.2</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table>									2021	2022	2023	2024	2025	2026	合計	工種区分	調査・設計	←					→		用地補償費	←						→	工事（生産区域）								・用水路工		←					→	・排水路工		←					→	・区画整理工		←					→	工事（保全管理区域）								・排水路工			←		→			事業費(億円)		3.0					0.2	3.2
			2021	2022	2023	2024	2025	2026	合計																																																																																		
	工種区分	調査・設計	←					→																																																																																			
		用地補償費	←						→																																																																																		
		工事（生産区域）																																																																																									
		・用水路工		←					→																																																																																		
		・排水路工		←					→																																																																																		
		・区画整理工		←					→																																																																																		
		工事（保全管理区域）																																																																																									
		・排水路工			←		→																																																																																				
事業費(億円)		3.0					0.2	3.2																																																																																			
2) 地元の合意形成	土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。																																																																																										
判定	A	A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。																																																																																									
	【理由】	地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。																																																																																									
Ⅲ 対応方針																																																																																											
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。																																																																																										
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																																																											
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産区域における営農状況 ・ 保全管理区域における管理状況 																																																																																											